

## 青森県働き方改革推進協議会 設置要綱

### 1 目的

労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和等の観点から、法定労働条件の履行確保を前提とした上で、個々の企業において、労使の話し合いを通じて、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、始業及び終業の時刻の設定の見直し、勤務地や勤務時間等を限定した多様な正社員制度、適正な労働条件の下でのテレワークの普及など長時間労働や転勤を一律の前提とする雇用管理を見直す「働き方改革」を進めていくことが求められている。

また、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015—ローカル・アベノミクスの実現に向けて—」（平成27年6月30日まち・ひと・しごと創生本部決定）において、「地域における働き方改革」が今後の地方創生の柱の一つと位置づけられるなど、魅力ある雇用機会の創出や女性の活躍推進等より幅広い観点から「働き方改革」に取り組むことが求められている。

こうしたことから、青森県内の事業主団体、労働団体及び行政機関との間で更なる連携を進め、もって、県内における「働き方改革」の実現に向けた気運の醸成を図ることを目的として、青森県働き方改革推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### 2 構成員

協議会は、次の者をもって構成する。

一般社団法人青森県経営者協会会長

日本労働組合総連合会青森県連合会会長

青森県商工労働部長

東北経済産業局長

青森労働局長

### 3 協議事項

協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 働き方改革の実現のための気運の醸成に向けた取組
- (2) 各関係機関で取り組む内容に関する情報交換及び連携の促進
- (3) その他働き方改革の促進のために必要な取組

### 4 協議会の開催

青森労働局長は、必要に応じ協議会を招集する。

### 5 庶務

協議会の庶務は、青森労働局労働基準部において処理する。

### 6 附則

この要綱は、平成27年12月16日から施行する。